

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県人事委員会委員長 井 内 秀 典

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（規則六 一三）の一部を次のように改正する。

第二条中「、保健製薬環境センター」を削り、「鳥居龍蔵記念博物館」の下に「、保健製薬環境センター」を加える。

第三条中「危機管理環境部」を「危機管理部」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。